

7・4 船員保険

船員保険は、平成 22(2010)年 1 月、雇用・労災保険が陸の一般制度に統合され、一般の制度を上回る部分等については新船員保険として全国健康保険協会により運営されている。

当協会は、他の船主団体と連携しつつ「船員保険協議会」に参画し船員福祉充実の重要性を念頭に置きつつも、船主に過重な負担が強いられることのないよう、意見反映に努めた。

新船員保険制度に移行された際、旧制度で独自給付を行っていた部分(特別支給金)について、新制度では給付が下回る事例が発生していた(主に漁船員)ため、この対応として、平成 24(2012)年 1 月より「経過的特別支給金」により措置をしていた。この措置は、平成 22(2010)年 1 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日まで 5 年間の支給実績をみて、改めて検討するとされており、今般その検討の時期となったが、手続きを含め実際の支給に至るまでに平均 1 年かかる等の理由で、予定していた期間(過去 5 年分)の支給実績データが揃わない(まだ約 2 年分しか揃っていない)状況のため、当該「経過的特別支給金」の措置を、2 年間、つまり平成 29(2017)年 3 月 31 日まで延長することとなった。

また現在、厚生労働省の「社会保障審議会医療保険部会」で船員保険制度の改正審議が行われているため、当協会は、情報の周知および船主の意見反映に努めた。